

事務連絡
令和3年4月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業等の許可事務等の取扱いについて

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に当たっては、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要とされており（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条第2号ロ、第10条の5第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)、第10条の13第2号のハ並びに第10条の17第1号ロ(3)及び第2号ロ(3)）、その具体的内容が「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月30日環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「許可事務通知」という。）等において示されてきたところである。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大及びそれに伴う外出自粛等の影響により、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「産業廃棄物処理業」という。）を営む者の中には、一時的に経営に深刻な影響が出ているものも見られるところである。このような特殊な事情を踏まえ、産業廃棄物処理業に係る許可事務等における経理的基礎に係る要件の取扱いを下記のとおり取りまとめたので連絡する。

記

許可事務通知第1の4の(6)においては、産業廃棄物処理業の許可における事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎の意義として、「利益が計上できていること又は自己資本比率…が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること…が望ましい」ことが示されている。一方で、これらの条件を満たさない場合であっても容認される余地があること及び「経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること」もあわせて示されているところであり、特に、今般

の新型コロナウイルスの感染拡大のような特殊な状況においては、単に経理上の数値を機械的に要件に当てはめることのみで許可に関する判断を行うべきではない。

すなわち、経理的基礎を有するか否かの判断に当たっては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に直接又は間接に起因して経営状況が悪化しているとしても、感染症の終息後には経営状態が速やかに回復する可能性があること、政府及び地方公共団体による各種の支援措置が利用できる可能性があること等を踏まえ、許可事務通知にあるとおり、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等も活用して、単に経理上の数値が悪化していることのみを理由に許可を与えないこととするのではなく、より実質的かつ柔軟な判断を行うよう努められたい。

なお、二以上の事業者のうちそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の基準（規則第8条の38の3第6号）及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準（規則第12条の2の3第2号）に係る「経理的基礎」についても、産業廃棄物処理業の許可事務等における取扱いの趣旨を踏まえて同様に対応されたい。